

平成 30 年度 稚内市経営方針

本方針は、平成 30 年度の市政運営において重点的に取り組むべき施策の方向性や見直し事項を、早い段階で明らかにするもので、平成 30 年度の予算編成や各部の予算要求、また改革・改善などは、本方針を踏まえて行います。

ただし、今後の国の動向等によっては、以下に示した内容を一部変更せざるを得ない状況も想定されますので、留意願います。

平成 29 年 11 月

稚 内 市

1 経済・社会情勢

日本経済は、「緩やかな回復基調が続いている」とされているものの、少子高齢化が進み、潜在成長力の衰えといった背景から、有効求人倍率は改善する一方で、個人消費や民間投資については力強さを欠いた状況であります。特に、地方においては景気回復の実感は乏しいとの声も聞かれ、今後は伸び悩む賃金や、人口減少を背景とする地方の人手不足への対応等が求められるところです。

国は、平成 30 年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」で示された「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとしています。

地方財政については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、地方創生や地方の重点課題に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うとのことです。

その中では、「人づくり革命」の実現に向けた人材投資や地域経済・中小企業・サービス業等の生産性向上に資する施策を始め、「基本方針 2017」及び「未来投資戦略 2017」等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置し、重点的に対応することとされています。

また、国は、本年 6 月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」において、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組を更に深化させるとともに、地方創生を加速化するため、地方創生に資する大学改革、地域資源を活用した「しごと」づくりなど新たな施策を行い、地方創生の新展開を図るとしています。

2 本市の財政状況

平成 28 年度決算における“地方自治体財政健全化法に基づく 4 つの指標”と經常収支比率等各種指数については、それぞれの数値に大きな変動がなく、健全な財政運営に努めることができた結果となりました。

歳入においては、自主財源の根幹である市税が、昨年と同様に法人市民税割の税率引き下げの影響等により減少しましたが、まちづくり寄附金が伸びたことから、自主財源全体としては増加となりました。

また、歳出においては義務的経費のうち、人件費や公債費は減少したものの、扶助費や社会保障制度に関連する経費、特別会計及び企業会計に対する繰出金が増加となりました。

一方、基金残高については、財源対策用として積み立てている財政調整基金と地域経済活性化対策基金が、当初見込んでいた額よりも多く取り崩さなければならない状況となりましたが、日本のでっぺん応援基金等への積立が増加したことにより、基金全体の残高は、平成 27 年度末と比較して約 2 億円の減少に止め、約 34 億円の残高となっています。

市債の残高については、全会計合わせて平成 28 年度末で約 383 億円、平成 27 年度末と比較して約 2 億円の減少となっています。

市債は、世代間の負担を公平に調整するため、さらには将来世代への負担を抑制していくことを考慮しながら執り進めておりますが、市債発行額は元金償還金以内という考えを堅持し、着実に残高を減少させながら、今後の公債費負担を抑制していくよう努めています。

平成 29 年度は、ふるさと納税の増加が見込まれているものの、扶助費や他会計への繰出金、さらには既存施設の維持費などに要する一般財源が増加していることから、平成 28 年度同様、基金に頼らなければならない状況は変わっておりません。

平成 30 年度以降の本市財政見通しについては、少子高齢化等に伴う扶助費をはじめとする社会保障関連経費及び、企業会計への繰出金が増加することが見込まれており、また、平成 29 年度から平成 31 年度にかけて、投資的経費となる大型建設事業が集中することから、財政需要がより累増することは避けられない状況にあります。

このようなことから、現在執り進めている事務事業であっても、なお一層の事業効果等の再検証を行いながら、平成 30 年度予算編成においても財政の健全性を堅持し、持続可能な財政基盤の確立に努めていきたいと考えています。

※ 詳細は、本市ホームページに掲載している『稚内市財政の状況』（平成 28 年度決算概要及び健全化判断比率の概要）を参照のこと。

3 政策推進の基本姿勢

平成 27 年第 4 回定例会（平成 27 年 6 月）における所信表明において、今後 4 年間の市政運営の柱として、下記の 4 つの基本方針を示しました。引き続き、この基本方針の達成に向けて、国や北海道、周辺市町村、さらには関係団体等と連携を深めながら、それぞれの取り組みを着実に推進してください。

《今後 4 年間の基本方針》

I 「まちの可能性を実感し、未来を拓く市政」の推進

- 産業の自立化と振興
- 国際化を目指した港湾の強化
- 未来志向のサハリンとの経済交流の拡大
- 新エネルギーの推進と水素資源等の活用

II 「みんなが共感し合う市政」の推進

- 笑顔が広がる子育て支援のさらなる充実
- 女性や若者の活力を活かしたまちづくりの推進
- 元気なお年寄りの社会参加への応援
- 誇りを持てる教育とスポーツの充実

III 「安心を実感できる市政」の推進

- 医療と福祉環境の充実
- 防災対策の強化
- 交通ネットワークと冬の住環境の充実

IV 「賑わいを実感できる市政」の推進

- 外国人観光客の誘致・拡大
- 中心市街地の魅力の拡大
- 各種大会・会議の誘致・拡充
- 移住・定住の拡大

4 平成 30 年度の重点取組事項

(1) 市長公約（2 期目の 10 の約束）の推進

平成 30 年度は、2 期目の最終年度であり総括の年となります。公約として掲げた「2 期目の 10 の約束」について、その進捗状況について十分に精査し、着実な実現を図ってください。

- 1 稚内港の拠点機能を高め、サハリンとの物流を促進します。
- 2 風力発電利用の未来の姿を、このまちから発信します。
- 3 「病児・病後児保育所」の開設や、「へき地保育所」の整備を進めます。
- 4 「(仮称)子育て支援ウェブサイト」を開設します。
- 5 様々な世代による「コミュニティビジネス」の創設を支援します。
- 6 スポーツ施設の充実に取り組みます。
- 7 勤務医、開業医とも医師の確保に取り組みます。
- 8 全ての小中学校の耐震化を進めます。
- 9 外国人観光客の倍増を目指します。
- 10 「ちょっと暮らし」への取り組みを拡大し、年間 300 組以上の家族の利用を実現します。

(2) 稚内市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

本市では、平成 27 年 10 月に「稚内市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。本戦略に基づき、平成 29 年度においては、地域医療を支える体制の強化等を図ってきたところではありますが、平成 30 年度においても、引き続き、本戦略の取り組みを精力的に進めてください。

(3) 市制施行 70 年、稚内港開港 70 周年について

平成 30 年度は、本市の市制施行 70 年、稚内港開港 70 周年の記念の年です。各種メモリアル事業については、大型クルーズ船誘致やフルマラソン大会の開催など、以前より準備が進められている事業もありますが、各所管においても、節目の年として対外的にアピールする意味でも、周年記念事業に積極的に取り組んでください。

5 特に留意すべき事項について

(1) 枠配分方式の継続について

平成 30 年度予算編成については、昨年度から導入した「一部経常経費の各部枠配当」を引き続き実施しますので、各部内においては、平成 28 年度決算及び平成 29 年度の執行状況を踏まえながら事業内容を精査し、配当予算を調整してください。

(2) 事業評価における検討事項等について

事業評価については、各部重点取組方針の評価と連動させた評価を実施しておりますが、本年 11 月に中間評価と、その結果を踏まえた理事者とのヒアリングを実施する予定となっております。

また、各部重点取組以外の事業についても、各部内において実施内容の振り返りを行うこととなっておりますので、各所管におかれましては、部内のマネジメントコントロールに努めてください。

平成 30 年度に向けては、これらの検証により事業の進め方や効果等を適切に把握し、ハード事業・ソフト事業問わず、スクラップアンドビルドを含めた事業の改善に努め、予算編成に反映させてください。

(3) 公共施設等のあり方について

平成 27 年度に策定した「稚内市公共施設等総合管理計画」の基本方針等に則り、各施設の必要な規模・量などについて、市民ニーズを踏まえながら検証し、今後のあり方について検討を進めるよう示しているところですが、先般より調査しております「所管施設の整備等にかかる事業調査」の報告に基づき、今後、方針の議論がなされ、その上で整備が必要と見込まれる事業については、計画的に実施していく予定であります。

(4) 稚内市総合計画について

「第 4 次稚内市総合計画」が平成 30 年度をもって終了することから、「第 5 次稚内市総合計画」を策定するため、現在作業を取り進めています。

第 4 次計画については、『人が行き交う環境都市わっかない』の実現を目指し、計画の終期に向けて、各施策や事業の目標達成と成果を形に表せるよう、着実に取り組みを進めるとともに、適切な進捗管理を行ってください。

各所管においては、本方針に基づいて、平成 30 年度の具体的事業展開を検討してください。

6 平成 30 年度予算編成について

平成 30 年度は、歳入においては市税が減少傾向にあることや、総務省から出された「平成 30 年度地方財政収支の仮試算」において、地方交付税が減少する見込みであることから、本市の一般財源総額は、縮減されることが想定されています。

歳出においては、扶助費をはじめとする社会保障関連経費、特別会計や企業会計への繰出金、大型建設事業経費、さらには老朽化した既存施設の維持管理経費などに要する必要一般財源が累増することが見込まれています。

財政運営にあたっては、今後更に厳しい状況が続くことが予想されますが、多様化する市民ニーズに対応した行政サービスを低下させることなく、住みよいまちを実現するためにも、常に既存事業の効果を検証し、より良いものとする努力を欠かすことはできません。

3 ページに記載している「4 年間の基本方針」に基づき事業を行う場合には、実施のための財源を、既存事業の見直しにより生み出していくことが必要不可欠であります。

本市の平成 30 年度以降の財政状況においては、これまで以上に厳しい財政見通しであることから、平成 30 年度の予算編成においては、より一層「職員一人ひとりのコスト意識改革」、「既存事業に対する考え方の見直し」、「各部における経営マネジメント力の発揮」、「予算の執行管理」を徹底されることとし、予算要求にあっては充分精査し、事業の実施時期、事業規模、内容の見直しなど、各事業の総点検、部内調整はもちろんのこと、新規事業は庁内会議に諮るなど、各部間との調整・工夫を図り、“稚内市”としての考え方、方向性を統一するよう努めてください。

I. 予算要求の基本的な考え方

(1) 政策事業経費

4 ページに記載されている市長公約に関する事業については、単に経費を積み上げ方式で要求するのではなく、事業計画並びに費用対効果を検討、関係する所管課との協議、他の事務・事業以上に精査・調整された上で予算要求してください。

また、その財源については、国道補助金の活用等、より優位性の高いメニューを選択するなどの工夫をしながら財源確保に努めてください。

(2) 経常経費における一般財源の枠配分方式

限られた経常経費における必要一般財源において、柔軟に事務事業を執りやすくするため、平成 30 年度予算編成も「枠配分方式」を実施します。

(※配分額、配分内容等の詳細については、別途部課長宛通知します)

枠配分対象とする科目は、平成 29 年度当初予算編成時に設定したものとしますが、枠配分額の算出については、平成 28 年度決算額と平成 29 年度当初予算額を比較し、小さい方の額を積み上げて算出することとします。

原則、一件査定は行いませんが、執行状況を確認することはもとより、市民サービスに支障を来さぬよう、適正・的確な予算措置となるよう留意してください。

また、平成 29 年度当初予算編成に実施した枠配分方式により約 60,000 千円の一般財源を捻出することができました。

この捻出した財源については、平成 30 年度予算において優先的に再配分する予定でしたが、平成 29 年度予算において、今現在、扶助費をはじめ社会保障関連事業や医療対策事業、除雪対策事業などに要する経費が、当初見込んでいた額を上回ったことから、既に再配当しています。

◆枠配分経費を設定する節区分

- 8 節 (報償費)
- 9 節 (旅費／普通旅費・費用弁償)
- 11 節 (需用費)
- 12 節 (役務費)
- 14 節 (使用料及び賃借料／器具借上料を除く)
- 16 節 (原材料費)
- 18 節 (備品購入費／図書購入費)

(3) 経常経費【枠配分以外】

上記(2)における枠配分以外の経常経費においては、財務課から示す事業経費とし、従来どおり一件査定を実施します。

既存事業についても、時代や環境の変化を考慮し、ここ数年の決算額における分析はもとより、各事業の目的、効果、継続する意義を今一度検証、執行状況を確認した上で、決算額ベースを原則として予算要求してください。

特に、下記の扶助費等については、増加傾向にあることから、入念な分析を行った上で、決算額ベースに準じた予算額を要求してください。

- 重度心身障害者医療扶助費
- ひとり親家庭等医療扶助費
- 生活保護関係扶助費
- 児童手当、児童扶養手当
- 障害者自立支援関係扶助費
- 乳幼児医療扶助費
- 要保護・準要保護児童・生徒就学援助費

※その他扶助費についても、決算額をベースに要求するよう努めてください。

(4) 臨時経費【新規事業含む】

上記(1)～(3)を除く、単年及び短期的な事業実施にかかる経費とし、各課において優先順位を付して要求してください。

ソフト事業・ハード事業に関わらず、事業費の要求にあつては“補助対象となる経費のみの要求”とし、“いわゆる継ぎ足し単独分にかかる要求は認めません”ので、留意願います。

過去において国道等の補助を受け実施していた事務事業であつて、補助制度終了後(交付税への一般財源化事業を除く)も引き続き継続している事業については、臨時経費にて要求してください。

さらに、新規事業にかかる要求にあつては、スクラップアンドビルドの観点に基づき、有利かつ有効性の高いメニューの国道補助金などの活用はもちろんのこと、既存事業の廃止や縮小を明示し、スクラップした事業から生み出した財源の範囲内で予算要求されることを原則とします。

(予算要求時点で国道補助金の決定が不明なものは一般財源として見なします)

(5) 特別会計及び企業会計における予算要求の考え方

特別会計及び企業会計においては、従来どおり一件査定を行います。

財政健全化法の施行により、一般会計にとどまらず、特別会計、企業会計まで対象を広げた連結ベースでの財政指標が、財政健全化の判断指標となっていることから、特別会計、企業会計の予算編成にあつては、税負担により賄うべき経費と、受益者が負担すべき経費の区分を精査し、独立採算制の確保に努めてください。

各会計における要求額は、原則、繰出基準額とします。

繰出基準以上の要求をされる場合においては、臨時経費分として取り扱うこととしますが、一般会計と同様に、有利かつ有効性の高いメニューの国道補助金などの活用はもちろんのこと、各事業の目的、効果、継続する意義を今一度、分析・検証された上で予算要求してください。

特に、企業会計への繰出金については増加傾向にあることから、その内容が把握できる算出資料を提出してください。

(6) 将来負担軽減(公債費の縮減)に向け努力します。

地方債の残高を抑制するため、「臨時財政対策債」などの特例的な地方債を除き、新規の地方債発行額を、当該年度の地方債の元金償還額(公債費)を上回らないことを原則としています。

先般実施しました“今後7カ年の財政収支見通し”及び“平成30年度臨時経費概算要求”を取りまとめた結果、大型事業が集中する平成30年度及び平成31年度において、地方債発行額が1億円以上、公債費を上回る状況になっていることから、地方債発行の抑制に努めることとしますので、所管課におかれましては、上記(4)の事項を必ず遵守してください。

建設事業の要求にあつては、要求書提出前に必ず「財務課」と地方債発行額を協議願います。

なお、事前協議の無いものについては、平成30年度の予算化は認めません。

(7) 国、道の予算、施策動向の把握と対応に努めます。

国や道の施策、予算の動向の把握に努め、制度改正や補助金削減等により新たな負担が生じる場合には、市長会や関係団体と連携しながら適切に対処してください。

なお、平成30年度の動向が未確定のものについては、要求時点の情報により積算してください。

II. 歳入に関する事項

歳入の見積りにあたっては、経済情勢、国・道の予算編成、施策動向を把握し、適切に対処してください。

なお、平成30年度の動向が未確定のものについては、要求時点の情報により積算してください。

(8) 市税

市税については、引き続き徴収に努力し、徴収率の更なる向上を図ることにより税収の確保に努めてください。特に、滞納繰越分については、原因を分析した上で、安易に時効成立を迎えることなく、積極的な徴収対策を講じ、その解消に努めてください。

(9) 国・道支出金

国道支出金については、国や道の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、本市の施策推進上、必要があると認められるものについては、積極的に有利かつ有効性の高いメニューの選択・確保に努めてください。

(10) 使用料・手数料その他の税外収入

使用料・手数料その他の税外収入については、受益者負担の原則を踏まえつつ、当該事業に要する経費、他都市における負担の実態等を把握し、コストと負担の関係を明確にし、必要に応じて見直しを行ってください。

秘書政策課において、使用料・手数料における「対象が曖昧である減免」について調査・見直しを予定しています。

また、未収金については、その原因を分析し、積極的な徴収対策を講じて、その解消に努めてください。

(11) 市債

市債発行は、後年度の公債費として、本市の一般財源の約 20%、約 30 億円を占める削減することのできない義務的な経費となります。

また、本市の実質公債費比率は他都市と比較し、高水準にあることから、今後の財政運営への影響を最小限とするため、事業の見直しやコスト縮減により発行の抑制に努め、特例的な地方債を除き、発行額が当該年度の地方債元金償還額を上回らないことを原則とします。

なお、地方債を財源とする事業については、I の（6）に記載したとおり、事前に財務課と協議してください。

III. 歳出に関する事項

前年度の予算を安易に計上することなく、事業の目的、効果を十分検証するとともに、官と民の役割分担を踏まえ、厳しく見直しを行い、経費の節減に努めてください。

(12) 義務的経費

① 人件費

今後も総体的な人件費の節減に努めるとともに、諸手当の見直しについて引き続き検討してください。

② 扶助費

平成 30 年度に制度改正等が予定されている事業においては、必ず入念な分析・積算を行うこととしてください。

今後、対象者数の増加など、扶助費にかかる財政負担の増加は避けられないことから、特に市が単独で行う給付事業については、給付の実態や効果、認定基準のあり方を今まで以上に調査・検討の上、制度の見直しを行いながら、財源を生み出し、新たなニーズに対応できるよう努めてください。

(13) 投資的経費

公共施設にかかる投資的経費（建設事業費）については、緊急性・費用対効果・ランニングコストを十分検討するとともに、事業費の積算については、根拠を明確にしてください。

なお、施設の維持修繕・老朽化対策に係る経費については、“「稚内市公共施設総合管理計画」の基本的な考え方”に基づき、既存施設の現状について財務課において現在調査中ですが、所管においては、中長期の財政負担を考慮しながら、今後の修繕計画を作成してください。

(14) その他の経費

① 物件費

事務経費とされる賃金、旅費、需用費、役務費については、更なる経費削減に向け、各課の事業の内容を十分協議するなど、執行状況を踏まえながら十分な調整を行なってください。

また、委託料については増加傾向にあるため、事務・事業に係る委託料は、高

度の専門的知識や、委託によるコスト削減などの十分な検討を行うなど、安易な業務委託を避け、その必要性・緊急性を十分検討してください。

特に賃金については、最終的には人材育成課と財務課間で協議することになりますが、各課におかれましては、事務・事業を根本から見直すこととしてください。

過去の職員定数削減を理由とした、賃金職員の継続雇用は原則認めません。

② 補助費等

各種団体に対する運営補助金、実行委員会に対する事業補助金については、民間との役割分担を明確にし、費用対効果、補助率などについて、十分な精査と検証を行ってください。（ただし、債務負担行為を設定しているものは除く）

また、その執行については、別紙「補助金の取扱いについて」（平成 15 年 12 月 25 日付け）において、「補助金の見直し方針」が規定されていますので、必ず確認してください。

③ 債務負担行為

債務負担行為は、将来にわたる財政負担であり、財政健全化法の施行に伴い、「実質公債費比率」や「将来負担比率」にも影響を及ぼすこともあることから、将来見通しを十分精査の上、要求してください。

なお、将来に渡り予算措置を必要とするような案件については、事前に財務課と十分協議願います。

④ その他

北海道市長会主催の各種主管会議・担当者会議の開催にあたっては、下記のとおり取り決めされておりますので、留意願います。

- イ 開催会場は、極力、公的施設を利用し、有料看板等は設置しない。
- ロ 公的な情報交換会（懇親会）は、原則廃止する。
- ハ 開催地における施設の視察等は、原則廃止する。

IV. 平成 30 年度当初予算の事情聴取

歳出については、次の 2 区分でヒアリングを行います。

- ① 「7 節 賃金」については、人材育成課人事・厚生グループの事情聴取を行います。
- ② 枠配分経費のほか、上記の「節」を除き、事業ごとにまちづくり政策部長、財務課長による事情聴取を行い、副市長説明及び予算編成会議への案件を決定します。

年度途中の補正は、制度改正など正当な理由により過不足が生じた場合や、災害関係費等、緊急止むを得ないもの以外は行わないこととします。

平成 30 年度については、当初予算に要求のない経費や予算不足による差額、施設などの維持補修的な経費を補正要求することは、一切認めませんので、「予算要求に対する考え方の抜本的な見直し」を行ってください。

V. 公有財産（土地・建物）の所管替え

公共施設等の用途廃止により、行政財産から普通財産へ引き継ぐ場合は、立地場所等も勘案し、周辺住民等の意向も調整するなど、今後の利用計画等整理された上で財務課へ所管替えすることとします。